

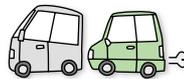
夏の交通事故防止県民運動

「安全な夏を過ごして、交通事故のゼロを目指そう」

7月20日(金)から
8月20日(月)まで

運動の重点目標

- ① 子どもと高齢者の交通事故防止
- ② 歩行者と自転車の交通事故防止
- ③ 青少年運転者の交通事故防止
- ④ 飲酒運転の根絶
- ⑤ 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



この時期は海や山への行楽や、田舎への帰省などで普段よりも道路が混み合い、また夏休みに入ったことで子どもの外出も増え、子どもの交通事故の発生も多くなることが予想されます。加えて、暑さのためにお酒を飲む機会が多くなると思われ、飲酒運転の車の増加、ひいては飲酒が原因で発生する交通事故の発生が増加が懸念されます。

このようなことから、高齢者と子どもの交通事故防止や飲酒運転の追放などを重点とした夏の交通事故防止県民運動が、7月20日(金)から8月20日(月)までの一か月間行われます。住民の皆さんもくれぐれも交通事故には注意しましょう。

① 子どもと高齢者の交通事故防止

運転者は、

- ・子どもや高齢者を見かけたらその行動に十分注意し、減速・徐行・一時停止するなど思いやりと交通マナーの実践に努めましょう。

- ・高齢者交通安全マーク、高齢者運転者標識をつけた車両の保護に徹した運転に努めましょう。

- ・高齢運転者は、講習会等を積極的に受け、自分の運転技量を認識して安全とゆとりのある運転を実践しましょう。

② 歩行者と自転車の交通事故防止

運転者は、

- ・夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「夜光反射材」を身につけましょう。
- ・自転車の夜間走行時は、全照灯を点灯し、夜光反射材を効果的に活用しましょう。

③ 青少年運転者の交通事故防止

運転者は、

- ・安全速度を守り、早めの合図、早めの点灯を励行しましょう。
- ・積極的に交通安全講習会に参加し、交通安全意識の向上に努めましょう。

- ・ドライバーとしての社会的責任を自覚した運転をしましょう。

- ・走行中は、携帯電話の使用やカーナビゲーションの操作などはやめましょう。

④ 飲酒運転の根絶

運転者は、

- ・飲酒運転や暴走運転等の危険性や反社会性を自覚して交通ルールを守りましょう。

- ・飲酒を伴う会合等には、車を使用せず、公共の交通機関を利用しましょう。

⑤ 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

運転者は、

- ・シートベルトとチャイルドシートの着用を確認してからエンジンを始動するよう習慣づけましょう。

- ・助手席、後部座席の同乗者に対して正しい着用を促しましょう。

- ・子どもの体格にあったチャイルドシートを着用するとともに正しい方法で座席に装着させましょう。

住民税の改正点をお知らせします

平成19年度から、国から地方への税源移譲により所得税と住民税の税率が改正されました。住民税(所得割)の税率は、一律10%になり、6月からほとんどの方の住民税が増えています。

今回は、税源移譲以外の改正についてお知らせします。

【定率減税の廃止】

平成11年から景気対策のため暫定的な税負担の軽減措置として行われていた定率減税が廃止されました。

	改正前	改正後
所得税	税額の10%を控除(上限12万5千円)	平成19年1月分から廃止
住民税	税額(所得割額)の7.5%を控除(上限2万円)	平成19年6月分から廃止

【65歳以上の方の非課税措置の廃止に伴う経過措置】

平成17年1月1日現在において65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれ)の方で平成18年中の合計所得が125万円以下の方については、次の経過措置が適用されます。

		平成18年度分	平成19年度分	平成20年度分
均等割	県民税	300円	600円	1,000円
	町民税	1,000円	2,000円	3,000円
所得割		税額の2/3を減額(税額の1/3を課税)	税額の1/3を減額(税額の2/3を課税)	減額なし(税額的全額を課税)

お問い合わせ 町民税務課 税務G(内線253)